（主任中央需給調整事業指導官及び派遣・請負労働企画官）

第四十五条　（略）

2　主任中央需給調整事業指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（人材開発統括官及び雇用開発企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3　派遣・請負労働企画官は、命を受けて、派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（システム計画官及び主任システム計画官）

第四十六条の二　労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2　システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3　主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

（就労支援室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　雇用開発企画課に、就労支援室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2　就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

3　就労支援室に、室長を置く。

4～9　（略）

5　若年者雇用対策室に、室長を置く。

6　就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。第四十七条第二項第二号及び第三号において同じ。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

7　就労支援室に、室長を置く。

8　雇用支援企画官は、命を受けて、派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であった者を含む。）の職業の安定に関する政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（主任中央需給調整事業指導官及び派遣・請負労働企画官）

第四十五条　（略）

2　主任中央需給調整事業指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3　派遣・請負労働企画官は、命を受けて、派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（新設）

（地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　雇用開発企画課に、地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2　地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）。

三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3　地域雇用対策室に、室長を置く。

4～9　（略）